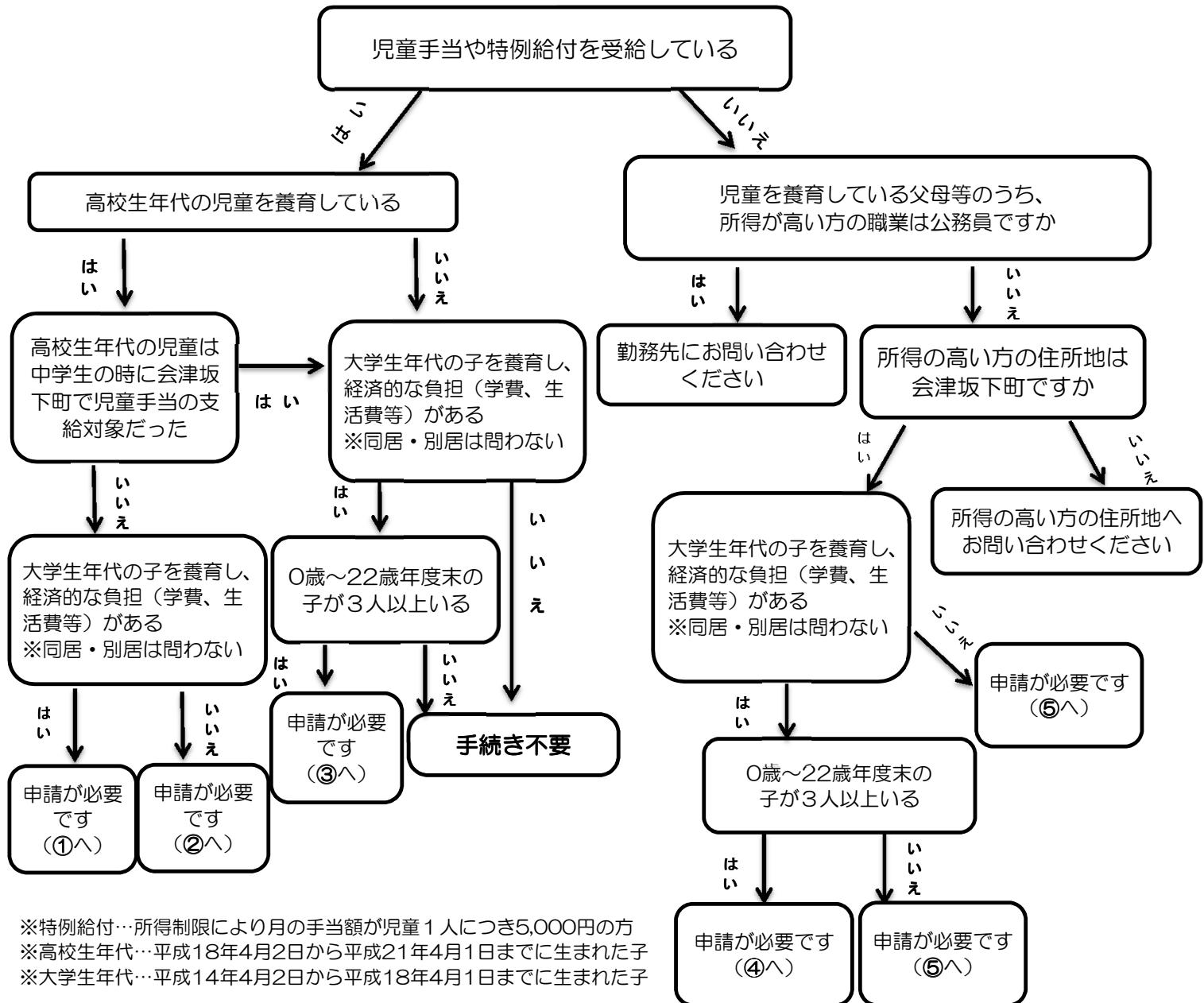


<児童手当手続き確認フローチャート>



※特例給付…所得制限により月の手当額が児童1人につき5,000円の方
 ※高校生年代…平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子
 ※大学生年代…平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

①手当の増額・第3子加算対象

窓口にお越しいただき、お手続きをお願いいたします。

●持参書類

・申立人の方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

②手当の増額

窓口にお越しいただき、お手続きをお願いいたします。

●持参書類

・申立人の方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

③手当の増額・第3子加算対象

書類を記入し、同封の返信用封筒にてご返送又は窓口へご提出ください。

●提出書類

「監護相当・生計費の負担についての確認書」

・申立人の方の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

④新規・第3子加算対象

書類を記入し、同封の返信用封筒にてご返送又は窓口へご提出ください。

●提出書類

「認定請求書」

「監護相当・生計費の負担についての確認書」

●添付書類

- ・請求者の健康保険証の写し
- ・請求者名義の金融機関口座がわかるもの(通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・請求者および配偶者のマイナンバーの分かるものの写し(マイナンバーカード(両面)、個人番号記載の住民票等)

⑤新規

書類を記入し、同封の返信用封筒にてご返送又は窓口へご提出ください。

●提出書類

「認定請求書」

●添付書類

- ・請求者の健康保険証の写し
- ・請求者名義の金融機関口座がわかるもの(通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・請求者および配偶者のマイナンバーの分かるものの写し(マイナンバーカード(両面)、個人番号記載の住民票等)

※児童手当の請求者は生計の中心者(所得の高い方)になります。

単身赴任等で主たる生計者と児童が別居している場合は、主たる生計者の住所地での手続きが必要になります。

また、児童の住所地が会津坂下町外になる場合は、別途書類が必要になりますので、子ども課までお問い合わせください。

※書類を審査し、追加書類の提出をお願いする場合があります。